

担当部署: 商工観光課

処分の概要	卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの承認				
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町地方卸売市場業務規則 第35条第1項				
例 規 番 号	昭和49年規則第19号				

【基準】

第35条の規定による。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの承認)

- 第35条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)が買受人として町長の承認を受けようとする場合は、第12条第1項に定める申請書に次に掲げる書面を添えて提出しなければならない。
 - (1) 適正な取引及び価格形成を阻害しないことを契約する書面
 - (2) その他町長が必要と認める書面
- 2 町長は、前項の承認にあたっては、条例第12条第1項の大河原町地方卸売市場運営協議会 (以下「協議会」という。)の意見をきくものとする。

標準処理期間	15日				
備考					
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年	月	日